

## 令和 2 年度計画の達成状況及び令和 3 年度計画について

令和 2 年度計画	令和 2 年度中に実施した具体的業務内容等	令和 3 年度計画
<p>(7) 特例業務（国鉄清算業務）</p> <p>① 年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等</p> <p>旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等について、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「旅客鉄道株式会社等」という。）の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、適切な処分方法の検討等を行う。</p>	<p>○ 旧国鉄職員の年金費用等の支払</p> <p>(1) 恩給及び年金の給付に要する費用の支払</p> <p>旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用については、関係法令に則り、以下のとおり令和 2 年度内に適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施した。</p> <p>① 旧国鉄職員の恩給の給付に要する費用については、国に対して 209,730 千円を支払った（給付は総務省政策統括官（恩給担当）が実施。）。</p> <p>② 旧国鉄職員の年金の給付に要する費用については、日本鉄道共済組合に対して 68,664,849 千円を支払った。</p> <p>(2) 業務災害補償</p> <p>旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償（アスベスト対策を含む）については、適切な資金管理を行いつつ、旧国鉄職員等に対して 3,132,489 千円を円滑かつ確実に支払った。また、大きな社会問題となったアスベスト問題については、令和 2 年度においても、令和元年度に引き続きアスベスト対策（健康診断、業務災害補償（遺族救済を含む。))を実施した。その際、定期的な新聞広告等への掲載（全国紙 3 紙、地方紙 46 紙の計 49 紙及び鉄道 O B 新聞）により周知を図った。</p> <p>○ 株式処分の検討</p> <p>令和 2 年度においては、旅客鉄道株式会社等の株式について、国等の関係者と連携を図りつつ、株主総会等を通じ各社の今後の経営状況の推移を見極めながら、株式の適切な処分方法の検討等を行った。</p>	<p>(7) 特例業務（国鉄清算業務）</p> <p>① 年金費用等の支払及び資産処分の円滑な実施等</p> <p>旧国鉄職員の恩給及び年金の給付に要する費用、旧国鉄時代に発生した業務災害に係る業務災害補償費等について、適切な資金管理を行いつつ、円滑かつ確実に支払を実施する。</p> <p>北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「会社」という。）の株式については、国等の関係者と連携を図りつつ、各社の今後の経営状況の推移等を見極めながら、適切な処分方法の検討等を行う。</p>

令和2年度計画	令和2年度中に実施した具体的業務内容等	令和3年度計画
<p>② 旅客鉄道株式会社等の経営自立のための措置等</p> <p>機構の特例業務勘定における利益剰余金等の取扱いに関する関係三大臣合意(平成22年12月21日。以下「関係三大臣合意」という。)及び「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社の安全対策に対する追加的支援措置について」(平成27年6月30日国鉄事第75号)並びに日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第4条及び第5条の規定に基づき、旅客鉄道株式会社等に対し、以下の支援措置を適切に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽化した鉄道施設等の更新その他会社の経営基盤の強化に必要な鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための無利子の資金の貸付け又は助成金の交付</li> <li>・北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対して発行した鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券について、国土交通大臣が定める利率に基づく利子の支払</li> </ul> <p>また、無利子の資金の貸付け若しくは助成金の交付又は利子の支払に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、旅客鉄道株式会社等のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。</p> <p>なお、関係三大臣合意及び同法附則第6条の規定に基づき、並行在来線の支援のための貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額について、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを適切に実施する。</p>	<p>○ 旅客鉄道株式会社等に対する支援措置</p> <p>旅客鉄道株式会社等に対し、以下の支援措置を実施した。</p> <p>(1) 無利子の資金の貸付け又は助成金の交付</p> <p>【既存支援】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR四国：47億円(無利子貸付23億円、助成金23億円)</li> <li>・JR貨物：5億円(無利子貸付3億円、助成金3億円)</li> </ul> <p>【追加的支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR北海道：125億円(無利子貸付63億円、助成金63億円)</li> <li>・JR四国：32億円(無利子貸付16億円、助成金16億円)</li> </ul> <p>【新支援措置】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR北海道：280億円(無利子貸付32億円、助成金248億円)</li> </ul> <p>注：金額は単位未満四捨五入のため、合計と合わない場合がある。</p> <p>(2) 特別債券の利子の支払</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・JR北海道：55億円</li> <li>・JR四国：35億円</li> </ul> <p>注：利率は、国土交通大臣が定める利率(年利2.5%)である。</p> <p>なお、無利子の資金の貸付け若しくは助成金の交付又は利子の支払に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号)附則第5条第1項の規定に基づく無利子資金貸付け又は助成金交付要綱」(平成24年1月機構規程第55号)、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第5条第1項の規定に基づく北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社に対する無利子資金貸付け又は助成金交付要綱(追加的支援措置)」(平成28年4月機構規程第1号)、「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第5条第1項の規定に基づく北海道旅客鉄道株式会社に対する無利子資金貸付け又は助成金交付要綱(新支援措置)」(令和元年11月機構規程第22号)及び「鉄道建設・運輸施設整備支援機構特別債券発行要項」を遵守するとともに、交付審査業務等について適切な業務執行体制の措置を講ずることにより旅客鉄道株式会社等のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施した。</p> <p>○ 並行在来線の支援措置</p> <p>並行在来線の支援のための貨物調整金に要する費用に充てるため、特例業務勘定に係る業務の運営に支障のない範囲内の金額として国土交通大臣の承認を受けた金額については、「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構貨物調整金繰入基準」(平成23年9月機構規程37号)に基づき、令和2年度には、特例業務勘定から建設勘定へ131億円の繰入れを実施した。</p>	<p>② 会社の経営自立のための措置等</p> <p>日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成10年法律第136号。以下「債務等処理法」という。)に基づき、会社の経営自立のため、各社の中期経営計画等に基づく取組みに応じて、会社等に対する助成金の交付、会社に対する生産性の向上に資する施設等の整備・管理に必要な資金の出資、青函トンネル及び本州四国連絡橋に係る改修費用の負担並びに会社が所有する事業の用に供されていない土地の取得に関する協議・調整等の支援に向けた手続きを、経営の改善状況を随時フォローしながら、適切に進めるとともに、並行在来線の支援のため、特例業務勘定から建設勘定への繰入れを引き続き適切に実施する。</p> <p>これらの支援等に当たっては、適切な資金管理を行いつつ、法令その他の基準を遵守するとともに、会社のモラルハザードを防止し、誤処理なく適正にかつ効率的に実施する。</p>